

産前産後期間相当分の 国民健康保険税が減額されます



子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、令和6年1月1日より産前産後期間に係る国民健康保険税の減額制度が開始されます。

減額対象者

出産日が令和5年11月1日以降の国民健康保険被保険者

※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です。（死産・流産・早産および人工妊娠中絶の場合も含む。）

減額対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）が減額の対象期間です。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎妊娠			■ 出産予定月			
多胎妊娠	■	■	■ 出産予定月	■	■	

※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間のみが減額されます。

減額対象となる保険税額

上記期間相当分の**国民健康保険税額**（所得割額および均等割額）が年税額から減額されます。

※すでに納付した保険税があり、減額された結果払い過ぎとなった場合、当該保険税は還付されます。

- 所得割額とは、前年の所得に応じて課税される保険税額のことです。
- 均等割額とは、被保険者1人当たり定額で課税される保険税額のことです。



届け出について

以下の書類を総務課税務担当または住民課国保医療担当に提出してください。

届け出は出産予定日の6カ月前から可能です。（出産後の届け出も可能）

- ①届出書（用紙は窓口を設置しているほか、占冠村ホームページでも入手可能）
- ②母子健康手帳など

☎ 総務課税務担当 56 - 2121

20歳になったら 国民年金



公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の学生や農林漁業者、自営業者、無職の方等（第1号被保険者）は国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金への加入

20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことが通知されます。

若いときに国民年金に加入して保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができます。しかし、原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。

65歳になったとき

老齢基礎年金

国民年金保険料を10年以上納めた方が65歳から受け取れる老後のための年金です。保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取れる年金額も多くなります。

病気やけがで 障害が残ったとき

障害基礎年金

国民年金に加入中に、病気やけがが原因で障害が残ったときのための年金です。
※20歳前に発生した障害も支給対象

一家の大黒柱が 亡くなったとき

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなったときの遺族のための年金です。
※原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象

保険料について

令和5年度の1カ月当たりの保険料は**16,520円**です。しかし、所得が低く保険料の納付が困難な方のために、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生以外の50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎ 住民課戸籍担当 56 - 2123